

預金規定等改定のお知らせ

当組合では、令和2年4月1日より民法(債権法)改正およびマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドラインを踏まえ、各種預金規定等を改定いたします。

※改定後の新規定は、改定前よりお取引いただいているお客様にも適用されます。

※改定内容の新旧対照表につきましては、別紙をご覧ください。

1. 改定の対象となる預金規定等

民法(債権法)改正	マネロン及びテロ資金供与対策に関するガイドライン
(1) 普通預金規定 (2) 総合口座取引規定 (3) 当座勘定規定 (4) 貯蓄預金規定 (5) 納税準備預金規定	
(6) 通知預金規定 (7) 定期性預金共通規定 (8) 自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー定期) (9) 自動継続自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー定期) (10) 自由金利型定期預金規定(大口定期) (11) 自動継続自由金利型定期預金規定(大口定期) (12) 据置期間後解約自由定期預金規定 (13) 自動継続据置期間後解約自由定期預金規定 (14) 貸金庫規定 (15) インターネットバンキングご利用規定	

2. 適用開始時期

令和2年4月1日(水)

3. 民法改正による改定

主な改定事項は下記のとおりです。

- ・ 成年後見人等ご本人について、補助・保佐・後見が開始された場合の取扱の明確化
- ・ 各規定変更時の周知方法について明確化
- ・ 定期預金の期日前解約の取扱について明確化

4. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドラインを踏まえた改定

金融庁は平成 31 年 2 月に「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を公表しました。

これに基づき、新規取引開始時にお取引目的やお客さまに関する情報等を従来よりも詳細に確認させていただく場合があります。また、既にお取引のあるお客さまにおいても、お取引の内容や状況等に応じ、お客さまのお取引の目的やお客さまに関する情報等を、窓口や郵便等により再度ご確認させていただく場合があります。確認にあたっては、各種確認資料等のご提示をお願いする場合があります。

なお、当組合が求める確認や資料のご提出について、適切にご対応いただけない場合、お取引をお断りさせていただく場合やお取引を制限させていただく場合があります。加えて、当組合が確認した情報や資料の内容によっては、一部のお取引を制限させていただく場合があります。

民法改正に伴う改定点

例 1: 普通預金規定

普通預金規定について、以下の内容を追加いたします。

普通預金規定以外の規定においても、同様の改定を行います。

(普通預金規定新旧対照表)

旧	新
<p>8.(成年後見人等の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。</p> <p>(以下略)</p>	<p>8.(成年後見人等の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。</p> <p><u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。</u></p> <p>(以下略)</p>
<p>16.(規定の変更等)</p> <p>(1) この預金規定の各条項および前記 12.(4)にもとづく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</p>	<p>17.(規定の変更等)</p> <p>(1) この預金規定の各条項および前記 13.(4)にもとづく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、<u>当組合ホームページへの掲載、その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>(2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとし、<u>かつ公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>

例 2: 定期性預金共通規定

定期性預金共通規定については、以下の条項を追加いたします。

(定期性預金規定新旧対照表)

旧	新
<p>7.(預金の解約、書替継続)</p> <p>(新設)</p>	<p>7.(預金の解約、書替継続)</p> <p>(1) この預金は、<u>当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。</u></p>

<p>(1) この預金を解約または書替継続するときは、当組合所定の払戻請求書の届出の印章により記名押印して通帳とともに、または証書の受取欄に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。</p> <p>(2) この預金の一部について解約するときも同様とします。</p> <p>(3) 前記(1)の解約の手続きに加え、当該預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当組合所定の本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまで払戻しを行いません。</p>	<p><u>(2)</u> この預金を解約または書替継続するときは、当組合所定の払戻請求書の届出の印章により記名押印して通帳とともに、または証書の受取欄に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。</p> <p><u>(3)</u> この預金の一部について解約するときも同様とします。</p> <p><u>(4)</u> 前記(2)の解約の手続きに加え、当該預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当組合所定の本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまで払戻しを行いません。</p>
---	--

例3: 自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー定期)

自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー定期)については、以下の内容を追加いたします。

自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー定期)以外の各種定期預金規定においても、同様の改定を行います。

自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー定期)(新旧対照表)

旧	新
<p>2.(利息)</p> <p>(1) (2) 略</p> <p>(3) 当組合がやむをえないものと認めてこの預金の満期日前の解約に応じる場合および別途定める「反社会的勢力の排除に係る規定」により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって計算(複利型とした場合は6か月複利の方法によります。)し、この預金とともに支払います。(以下略)</p>	<p>2.(利息)</p> <p>(1) (2) 略</p> <p>(3) <u>この預金を「定期性預金共通規定第7条1項」により満期日前の解約に応じる場合および別途定める「反社会的勢力の排除に係る規定」により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって計算(複利型とした場合は6か月複利の方法によります。)し、この預金とともに支払います。(以下略)</u></p>

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策 に関するガイドラインを踏まえた改定

例: 普通預金規定

普通預金規定について、以下の条項を新設・追加いたします。

普通預金規定以外の規定においても、同様の改定を行います。

(普通預金規定新旧対照表)

旧	新
(新設)	<p data-bbox="836 714 1034 743"><u>12.(取引の制限等)</u></p> <p data-bbox="855 763 1398 1077">(1) <u>当組合は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めています。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p data-bbox="855 1097 1398 1411">(2) <u>前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p data-bbox="855 1431 1398 1700">(3) <u>前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は当該取引の制限を解除します。</u></p>

<p><u>12. (解約等)</u></p> <p>(1) この預金口座を解約する場合には、当店に通帳を持参のうえ、その旨を申出てください。</p> <p>(2) 次の①から③までの一つにでも該当した場合には、当組合は預金者に通知することによりこの預金取引を停止し、またはこの預金口座を解約することができるものとします。この場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約等の通知を届出の住所にあてて発信した時に預金取引が停止され、または預金口座が解約されたものとします。</p> <p>① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになったとき、またはこの預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになったとき</p> <p>② この預金の預金者が前記 10. (1) に違反したとき (新設)</p> <p>③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき (以下略)</p>	<p><u>13. (解約等)</u></p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 次の①から④までの一つにでも該当した場合には、当組合は預金者に通知することによりこの預金取引を停止し、またはこの預金口座を解約することができるものとします。この場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約等の通知を届出の住所にあてて発信した時に預金取引が停止され、または預金口座が解約されたものとします。</p> <p>① (同左)</p> <p>② (同左)</p> <p>③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、<u>経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</u></p> <p>④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき (以下略)</p> <p>※12. (取引の制限等)の新設・挿入により、13. (解約等)以降の全ての項番を繰り下げ</p>
---	---